京都市ハラスメント調査委員会要綱

（目的）
第１条　この要綱は、ハラスメントに関する相談を迅速、公正に処理し、もって、職員が対等なパートナーとして快適に働く就業環境等を実現するため、京都市ハラスメント防止に関する方針に基づき設置する京都市ハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　委員会は、別表に掲げる委員及び行財政局人事担当局長が指名する職員３名をもって構成する。ただし、ハラスメントに関する相談者（以下「相談者」という。）が教育委員会事務局職員であるときは、別表中の行財政局人事部人事課長を教育委員会事務局総務部総務課長に代える。
２　前項の委員については、男性及び女性が少なくとも３名ずつ含まれていなければならないものとする。
３　委員会に委員長を置く。
４　委員長は、市長の事務部局に置かれる統括監察員とする。
５　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
６　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
（招集及び議事）
第３条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、会議の議長となる。
（委員会の任務）
第４条　委員会の任務は次のとおりとする。
(1) 相談者及び関係者からの事情聴取
(2) 改善策の取りまとめ
(3) 改善策の実行に向けての指導及び監督
(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会において必要と認められた事項
（相談窓口等からの意見聴取）
第５条　委員会は、必要に応じて、相談窓口及び関係機関等から意見を聴くことができる。
（対象範囲）
第６条　この要綱は、市長の事務部局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局における職員に関する相談について適用する。
（プライバシーの保護）
第７条　処理に当たっては、相談者及び関係者のプライバシー保護に努め、特に、相談者が相談をしたことによって、不利益を被ることのないよう留意しなければならない。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、行財政局コンプライアンス推進室において行う。
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表

市長の事務部局に置かれる統括監察員、同監察員（行財政局コンプライアンス推進室副室長の職にある者に限る。）、 行財政局人事部人事課長、 文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進課長、 人事委員会事務局調査課長